

## 「おおすみミュージックツーリズム推進事業」業務委託仕様書

### 1 事業の目的

音楽イベントの集客力、音楽の発信力を活かした観光振興策であるミュージックツーリズムの実施により、大隅地域の認知度向上と魅力の発信を図る。

### 2 履行期限

令和6年3月15日（金）

### 3 業務内容

- (1) 屋外音楽イベントの企画・運営
- (2) 管内周遊促進策の企画・運営
- (3) プロモーションビデオの撮影・制作
- (4) 地域住民の気運醸成

### 4 業務内容の概要等

#### (1) 屋外音楽イベントの企画・運営

- ・ 大隅地域において、参加者が各自楽器を持参し、課題曲を一斉に演奏する屋外音楽イベントを開催すること（会場のレイアウト及び会場設営・撤去に係る一切の業務を含む）。なお、イベント開催時期については、令和5年11月下旬～12月上旬の土曜日を想定している（令和5年11月24日（金曜日）午後～26日（日曜日）終日、霧島ヶ丘公園を仮押さえしているが、日程及び場所については県と協議のうえ決定する）。
- ・ 参加者募集（事前申込制）について、ボーカル部門、ギター部門、ベース部門、ドラム部門等の各部門毎に募集定員を設定し、県内外から広く募集し、募集定員の合計は500人程度とすることとし、募集に係る業務（WEB上での募集受付、集計、応募者への連絡等）を行うこと。
- ・ 参加料は無料とし、参加者の演奏スペースとは別に一般観覧スペースを設けること。
- ・ ボーカル部門以外の各部門の参加者については、各自楽器及び必要に応じてアンプ（電池、バッテリー駆動式）等を持参することとする。
- ・ ボーカル部門のマイクスタンド、スピーカー、音響等は受託者で準備すること。
- ・ 課題曲は3曲程度とし、イベント参加者募集前に、県と協議のうえ、選定すること。

なお、課題曲は大隅地域または鹿児島県にゆかりのあるアーティスト等や、大隅地域等が連想されるストーリーのあるアーティスト等であることが望ましい。

- ・ 課題曲は、イベントでの使用及びプロモーションビデオでの使用等にあたり、著作権及び知的財産権等の取扱いについて著作権者等と十分協議し、著作権者等の承諾を得ること。
- ・ イベント当日のプログラムは県と協議のうえ決定することとするが、概ね以下のように想定している。

(プログラム例)

- 9:00 受付開始, 各自楽器等搬入  
地元中高生の吹奏楽部等の演奏によるおもてなし 等
- 11:00 リハーサル (30分程度)  
リハーサル後, 各自大隅地域の豊かな「食」を楽しんでいただく
- 14:00 本番 (30分程度)
- 16:00 各自楽器等撤収完了

- ・ イベント当日の司会進行を1名(プロ・アマ問わない)手配すること。
- ・ イベント当日に課題曲を演奏するリードバンド(プロ・アマ問わない)を1組手配すること。リードバンドの演奏に必要な資機材については受託者で準備すること。
- ・ イベント当日において, 大隅地域で活動するキッチンカーの出店など, 大隅地域の豊かな「食」を生かした, 誘客に繋がる取組を実施すること。
- ・ イベント当日の雨天時の対応について, 事前に県と協議すること。
- ・ イベントの参加者及び一般観覧者にアンケート(電子)を実施すること。
- ・ 各種メディアの活用やイベント用のSNSアカウントを開設・運営するなど, イベント集客に係る効果的な周知方法等について, 県に提案し実施すること。

※ 契約締結後, イベントの企画にあたり, ミュージックツーリズムの先進地である「1,000人Rock FES GUNMA」(令和5年6月3日群馬県渋川市にて開催)を, 鹿児島県担当者(2名程度)と視察に行くこととし, 視察に係る経費についても委託費に含むこととする。

※ イベントの企画・運営にあたっては, 大隅地域で活動する音楽関係者等と意見交換を行うなど, 地域の特色が出るイベントとなるよう調整すること。

(2) 管内周遊促進策の企画・運営

- ・ イベントに関連するオリジナルグッズ(Tシャツ, タオルなど)を製作(デザイン含む)することし, イベント参加者へ配布すること。
- ・ イベント参加者が, イベント開催前後に管内を周遊するような促進策を実施すること。

(例)

- ・ 管内宿泊施設へ宿泊する参加者に対し, 管内飲食店で使用できるクーポン券等を配布
- ・ 上記オリジナルグッズと一緒に, 管内飲食店で使用できるクーポン券等を配布等

※ 飲食クーポンを実施する場合は, クーポン利用に係る飲食店等との調整, クーポン使用後の精算等の業務を含むこととする。

### (3) プロモーションビデオの撮影・制作

- ・ イベント当日はSNS等でLIVE配信すること。
- ・ 課題曲をBGMにした動画を3種類制作すること。
  - ア イベント当日の参加者の演奏を中心とした動画（課題曲3曲分）
  - イ 管内景勝地等をバックに演奏した動画（メイン課題曲1曲分）
    - ※イベント当日とは別撮りで、管内景勝地等で市町職員等が演奏し、大隅地域の認知度向上と魅力発信となる動画
  - ウ 上記ア及びイを組み合わせた動画（メイン課題曲1曲分）
- ・ 上記イの動画については、イベント参加者募集前に撮影し、募集開始に併せて公開することが望ましい。

### (4) 地域住民の気運醸成

- ・ 地域全体でイベントを盛り上げる必要があることから、地域住民の気運醸成を図る取組を実施すること。
  - (例)
    - ・ 地元中高生の吹奏楽部等の演奏によるおもてなしの取組 等

## 5 事業完了の報告及び成果の報告

全ての事業終了後、令和6年3月15日（金）までに事業完了報告書を提出すること。  
また、受託事業者が提出すべき成果物は以下のとおりとする。

- (1) 委託事業の実施内容、アンケート結果、次年度以降への提案等をまとめた報告書
- (2) 作成物及び報告書のデータをまとめた電子データ
- (3) 委託事業で作成したプロモーションビデオの電子データ

## 6 著作権等

- (1) 本件業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本件業務により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）については、委託者に譲渡することとする。  
また、本件業務の成果物については、委託者又は委託者の承認を得た者の名において行われる広報活動等に利用できるものとする。この場合は、受託者は別途料金を請求しないものとする。
- (3) 本件業務により納品する動画については、その全部又は一部について、原則として第三者が権利を有するものを使用しないこととする。  
やむを得ず第三者が権利を有する写真又は動画を使用する場合は、使用の際、あらかじめ委託者に通知し承諾を得るとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を、全て受託者が負うこと。
- (4) 本件業務により納品する写真及び動画については、肖像権の問題が生じないように配慮すること。
- (5) 上記(1)から(4)の規定は、受託者が更に第三者に業務の全部又は一部を委託した場合に準用する。
- (6) 本件業務の成果物について、鹿児島県が行う観光PRや広報活動等の目的のため編集を要する場合の取扱いについては、別途鹿児島県と受託者で協議の上決定する。

(7) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

## 7 実施計画

企画提案された計画に基づき実行していくが、詳細な業務の実施計画や計画変更については、委託者と調整の上実施すること。

## 8 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、本事業での目的達成に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

なお、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施する。

但し、原則委託費の範囲内で業務執行を行う。

## 9 その他

上記のほか、事業の実施において必要な事項については事前に委託者と協議すること。